

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 6 年 6 月及び 7 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 8 月 27 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

財務監査及び行政監査の結果

令和6年8月27日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和5年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	213 機関のうち、32 機関	
教育委員会	98 機関のうち、15 機関	
公安委員会	60 機関のうち、3 機関	
その他(上記以外)	13 機関のうち、1 機関	計 384 機関のうち、51 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり13機関において6件の指摘事項及び11件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	知事直轄	秘書課	7月30日	書面	—	—	—	6月28日(書面)
2	総務部	職員厚生課	7月30日	書面	—	1	—	6月28日(書面)
3	清流の国推進部	SDGs推進課	7月30日	書面	—	—	—	6月28日(書面)
4		デジタル戦略推進課	7月31日	実地	—	—	—	7月8日(実地)
5	環境生活部	統計課	7月31日	実地	—	—	—	7月5日(実地)
6		岐阜地域環境室	7月30日	書面	—	—	—	6月28日(書面)
7		清流の国ぎふ文化祭推進課	7月30日	書面	—	—	—	7月3日(実地)
8		全国高等学校総文祭推進課	7月30日	書面	—	—	—	7月3日(実地)
9	健康福祉部	多治見看護専門学校	6月25日	書面	—	—	—	5月24日(書面)
10		下呂看護専門学校	6月25日	書面	—	—	—	5月24日(書面)
11		精神保健福祉センター	7月2日	実地	—	—	—	5月24日(実地)
12		身体障害者更生相談所	7月2日	実地	—	1	—	5月30日(実地)
13		知的障害者更生相談所	7月2日	実地	—	—	—	5月24日(実地)
14		発達障害者支援センター	7月2日	実地	—	—	—	5月24日(実地)
15		中央子ども相談センター	7月9日	実地	1	—	—	6月6日(実地)
16		女性相談支援センター	7月9日	実地	—	—	—	6月6日(実地)
17		わかあゆ学園	6月25日	書面	—	1	—	5月24日(書面)

18	商工労働部	産業人材課	7月30日	書面	—	—	—	6月28日(書面)
19		企業誘致課	7月30日	書面	—	—	—	6月28日(書面)
20		岐阜地域産業労働室	7月26日	実地	—	—	—	7月4日(実地)
21	観光国際部	観光誘客推進課	7月30日	書面	1	1	—	7月5日(実地)
22	農政部	家畜防疫対策課	7月30日	書面	—	—	—	7月4日(実地)
23		農業技術センター	7月9日	実地	1	1	—	5月27日(実地)
24		水産研究所	7月10日	実地	—	—	—	6月4日(実地)
25		病虫害防除所	7月9日	実地	—	—	—	5月27日(実地)
26	県土整備部	道路建設課	7月30日	書面	—	—	—	6月28日(書面)
27		砂防課	7月26日	実地	—	1	—	7月4日(実地)
28	都市建築部	都市整備課	7月30日	書面	—	—	—	6月28日(書面)
29		下水道課	7月30日	実地	—	—	—	6月28日、7月1日(実地)
30		水道企業課	7月30日	実地	—	—	—	7月1日、3日(実地)
31		流域浄水事務所	7月10日	実地	—	—	—	6月4日(実地)
32		東部広域水道事務所	7月19日	実地	—	—	—	5月30~31日(実地)
33	教育委員会	特別支援教育課	7月26日	実地	1	—	—	7月5日(実地)
34		教育研修課	7月26日	実地	—	—	—	7月4日(実地)
35		体育健康課	7月30日	書面	—	—	—	6月28日(書面)
36		学校安全課	7月30日	書面	—	—	—	6月28日(書面)
37		教育管理課	7月30日	書面	—	—	—	6月28日(書面)
38		岐阜総合学園高等学校	7月5日	実地	—	1	—	6月13日(実地)
39		羽島高等学校	7月30日	書面	1	2	—	5月31日(実地)
40		岐阜工業高等学校	7月2日	実地	—	—	—	5月24日(書面)
41		池田高等学校	7月30日	書面	—	—	—	6月10日(実地)
42		大垣工業高等学校	7月30日	書面	—	—	—	6月10日(実地)
43		大垣桜高等学校	7月5日	実地	—	—	—	5月24日(書面)
44		八百津高等学校	7月24日	実地	—	—	—	5月24日(書面)
45		東濃実業高等学校	7月24日	実地	—	1	—	5月29日(実地)
46		長良特別支援学校	7月10日	実地	1	—	—	5月24日(書面)
47		岐阜希望が丘特別支援学校	6月25日	書面	—	1	—	5月24日(書面)
48	公安委員会	各務原警察署	7月30日	書面	—	—	—	6月13日(実地)
49		養老警察署	7月30日	書面	—	—	—	6月14日(実地)
50		垂井警察署	7月12日	実地	—	—	—	5月24日(書面)
51	その他	人事委員会事務局	7月30日	書面	—	—	—	6月28日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 13 機関				6 件	11 件	0 件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
職員厚生課	指導事項	令和5年度岐阜県職員ストレスチェック業務委託に係る検査事務において、業務が終了していないにもかかわらず、履行期間終了前の日付の業務完了届を受理し、同日に完了検査を行っていたので、今後は適正に処理されたい。

身体障害者更生相談所	指導事項	物品の管理事務において、購入した公用車の取得価格を2,665,700円として物品登録すべきところ、諸費用45,800円を含めた2,711,500円で物品登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
中央子ども相談センター	指摘事項	中央子ども相談センター3階系統空調室外機修繕工事に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 予定価格が250万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていた。 2 契約金額が500万円以上の契約であるにもかかわらず、契約保証金の納付の免除に係る決裁が行われていなかった。
わかあゆ学園	指導事項	物品の管理事務において、令和5年度の現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
観光誘客推進課	指摘事項	「一般社団法人岐阜県観光連盟」県内観光復活総合対策事業費補助金の交付事務において、補助対象事業が完了していないにもかかわらず、事業完了前の日付の実績報告書を受理し、同日に額の確定を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	「ほっと一息、ぎふの旅」キャンペーン（全国旅行支援）第2弾事務局運営業務委託に係る契約事務において、業務を終了した年度の翌年度から5年間、業務を委託していた事業者に関係書類を保管させる必要があるにもかかわらず、契約書に契約期間終了後の書類の保管及び個人情報の取扱いに関する規定を定めていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
農業技術センター	指摘事項	公務中に刈払機を操作した際、石が飛散したことにより車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として718,121円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	2階クリーンルーム空調機更新工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
砂防課	指導事項	物品の管理事務において、購入した空中カメラドローン10台の取得価格を1台当たり105,270円として物品登録をすべきところ、税抜価格95,700円で物品登録をしていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
特別支援教育課	指摘事項	特別支援学校スクールバス（ワゴン）3台の購入に係る契約事務において、予定価格の算定に当たり、当該購入経費のうち非課税車両1台分の本体価格の設計金額を4,148,353円とすべきところ、誤って税込の4,563,189円としていたため、予定価格が過大なものとなったまま、当該予定価格で一般競争入札を行った。 入札の結果、不落となったため、緊急の必要により随意契約を締結していたが、契約金額及び支出額が適正に算定した場合の予定価格に比べ過大なものとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

岐阜総合学園高等学校	指導事項	岐阜総合学園高等学校ホッケー場防球ネット改修工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する変更契約に係る契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
羽島高等学校	指摘事項	物品の処分事務において、不用決定に必要な手続を行わないまま物品を廃棄したものが15件あり、このうち2件は物品処分等調書が作成されていないなど不適正な事務処理が散見されたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	岐阜県立羽島高等学校北舎1・2階照明器具LED化工事に係る契約事務及び検査事務について、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。 1 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかった。 2 産業廃棄物管理票の最終処分終了日より前の日付の完成届を受領し、同日に検査を行っており、特記仕様書に記載されている産業廃棄物の最終処分までの適正な処理に係る確認業務の検査が行われていなかった。
	指導事項	自動販売機設置に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務について特記仕様書等に記載していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
東濃実業高等学校	指導事項	防犯カメラが記録する画像記録媒体の管理事務において、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領及び「学校に設置している防犯カメラについて」の通知に基づき、情報セキュリティ取扱管理者は、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体利用記録簿」（以下「利用記録簿」という。）により、SDカードの利用状況を適切に管理すべきところ、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。 1 SDカード等の利用にあたり、利用者に利用記録簿への1か月ごとの記載を徹底させておらず、SDカードの利用状況について把握していなかった。 2 1か月ごとの現物の確認がされていなかった。
長良特別支援学校	指摘事項	令和5年度岐阜県立長良特別支援学校昇降機保守点検業務契約において、仕様書に基づき毎月のリモート点検報告書の提出を受け、半期毎の業務完了時に業務完了届を受領し、検査を行って委託料を支払うべきところ、令和5年9月分及び令和6年3月分の同報告書が遅延しており、提出がされていない状況において、支出の原因を確認することなく検査を行い、委託料の全額を支払っていたため、今後は適正に処理されたい。
岐阜希望が丘特別支援学校	指導事項	物品の管理事務において、令和5年度の現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあったため、今後は適正に処理されたい。